

緑地の積極的保全を

	宅地	田	畑	山林
1965	307.4	8.9	336.6	110.0
1975	440.8	7.6	157.0	73.7
1985	464.5	6.8	102.2	25.2
1995	580.0	6.4	60.6	20.1
2005	617.0	6.0	47.8	17.5

羽村市は都市化の進行とともに農地をはじめとする緑地が急速に減ってきました。農業と調和した良好な都市環境を保全するために「生産緑地地区制度」(下記)があり、平成19年度末で36.6haが指定されています。

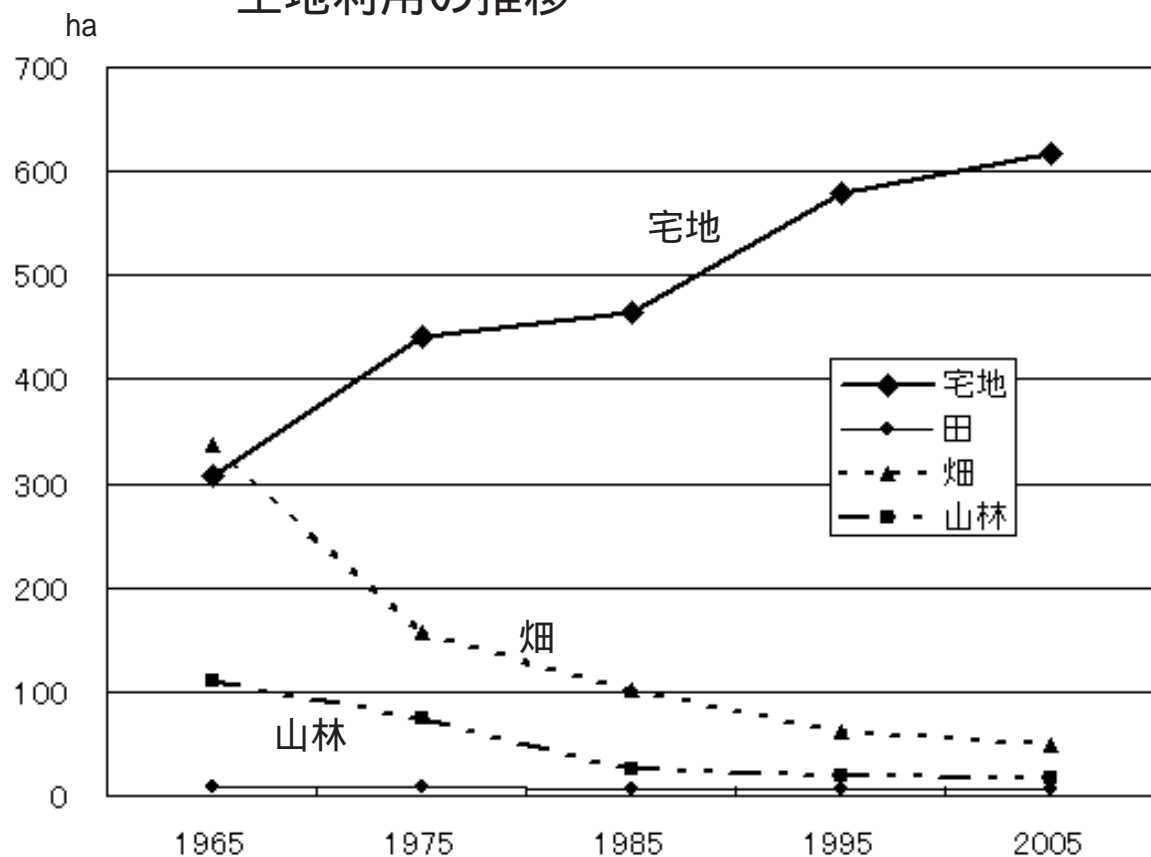
また、これまで、諸事情で指定解除された面積は4.739haあります。解除する前に羽村市に買い取り請求が出されますが、市で買い取ったのは0.598haとわずか12.6%です。市が買い取らなかった4.141ha(41,410m²)のほとんどはマンション、住宅、駐車場などとなり、緑が失われたこととなります。

羽村駅西口土地区画整理事業の事業用地取得に24億円も！

羽村市は羽村駅西口土地区画整理事業を最重点施策と位置づけ、関係住民の多数の反対の声を無視して強硬にすすめています。このための事業用地としてこれまで、約17,900m²を約24億5500万円で買い取っています。

いま、多くの市民は大規模開発よりも緑地保全を望んでいます。西口土地区画整理事業に膨大な税金を注ぎ込むのではなく、緑地保全を積極的に行うべきではないでしょうか。

土地利用の推移



生産緑地地区制度とは

生産緑地地区は、市街化区域内にある農地等の緑地機能を生かし、公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全をし、良好な都市環境の形成を図るため、将来にわたり農地または緑地等として残すべき土地を自治体(羽村市)が指定することです。

生産緑地として指定されると

生産緑地であることを示す標識の設置され 固定資産税が一般農地並みの課税となり 相続税の納税猶予の特例などが措置されます。

また、土地の所有者等には、農地としての維持管理が求められ、農地以外の転用・転売、宅地造成、建築物等の新築・増改築、土石の採取等が制限されます。

指定の解除

農業従事者が死亡や身体障害等により農業等の継続が困難になった場合には、市に時価での買い取りを請求します。市は自ら買い取らない場合でも、他の地方公共団体等を買取りの相手方として定めたり、又は他の農業従事者に斡旋を行ったりします。三か月以内に市、地方公共団体等、他の農業従事者が買い取らなかった場合は指定が解除されます。